

日本脳炎予防接種の勧奨差し控えによる未接種者に対する対応について

保健サービス課

平成22年8月27日付厚生労働省令第97号を受け、日本脳炎予防接種の取り扱いを下記のように行います。

1 日本脳炎予防接種の勧奨差し控えによる未接種者の対応について

従来の日本脳炎予防接種ワクチンと重症の急性散在性脳脊髄炎に因果関係があると判断され、国からの通知で、平成17年5月から日本脳炎予防接種の勧奨を差し控えていました。勧奨差し控えによって接種できなかった第1期の不足分（1から3回）を、第2期の期間（9歳以上13歳未満）に接種できるようになりました。

1回接種の者 のこり2回

2回接種の者 のこり1回

未接種の者 のこり3回

2 日本脳炎予防接種第2期に接種可能なワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が追加され、日本脳炎予防接種第2期の接種ができるようになりました。

従来の日本脳炎ワクチンは、平成22年3月9日で有効期限が切れ、現在まで日本脳炎予防接種第2期の接種薬液がなく、接種ができませんでした。

3 経費

日本脳炎予防接種費用等 124,386千円

4 周知及び勧奨方法

1) 広報かつしか 9月15日号

2) 葛飾区ホームページ

3) 9歳以上13歳未満者に学校を通じて周知

平成22年5月に日本脳炎第1期の標準的な接種期間の3歳児に対する日本脳炎予防接種票の配布を再開して間もないことから、9歳以上13歳未満者には、国の議論を踏まえ、勧奨について検討してまいります。

参考 日本脳炎予防接種

第1期 基礎免疫3回（6か月から7歳6か月 標準な接種年齢3歳から4歳）

初回接種は6日から28日の間隔をおいて2回

追加接種はおおむね1年後に1回

第2期 1回（9歳以上13歳未満 標準的な接種年齢9歳）